



6月1日(月)から、隔日登校で小中学校を再開 —準備期間として、5月20日(水)から登校日を設けます—

5月13日(水)に発表された奈良県教育委員会からの方針を踏まえ、休業していた市立小・中学校を6月1日(月)から再開します。5月20日(水)から週1回程度の登校日を設け、各種感染拡大防止の取組も講じます。なお、国・県等の動向や近隣自治体での感染状況等により今後見直す場合は改めてお知らせします。

■ 再開にあたっては、各種の感染症防止策を講じます

(1) 各クラスを2グループに分け、隔日で登校する「分散登校」の実施

1 教室当たりの人数を減らし、席の間隔を空ける対策などを行った上で学習活動を行うため、各クラスを2グループに分けて隔日で登校する「分散登校」を実施します。欠席しても、欠席扱いにはなりません。

登校日でない日は、授業動画やeライブラリ、プリントなどによる家庭学習を行う予定です。

(2) 6月3日(水)から給食をスタート

配膳・食事の前の手洗い・消毒の指導徹底や教室の前方を向いての喫食、会話を控えるなどの対応をします。

(3) 5月20日(水)～29日(金)の間は、週1回程度の登校日を設定

スムーズな再開に向けて、児童生徒の健康状態の確認や課題の配布等を行うため、登校日を設けます。各クラスを2グループに分け、学年と曜日を指定して1日2～3学年程度の登校とします。欠席しても、欠席扱いにはなりません。

- ・ 在校時間は、午前8時30分～午前11時30分までの約3時間程度です。
- ・ 給食は実施しません。

(4) 学校生活全般に関すること

①登校時の対応

- ・ 毎朝、登校前に各家庭で検温及び健康観察の記録を健康チェック表に記載し、発熱等の風邪の症状がある場合は登校を控えてもらいます。
- ・ 登校後は、手洗いを済ませ教室に入るよう指導し、併せて咳エチケットについても指導します。

②教室における対応

- ・ 児童生徒の机は、可能な限り最大限の間隔を保持し、随時手洗い、手指の消毒を指導します。
- ・ 授業の形態を全ての机・椅子が前方を向く「スクール形式」とし、児童生徒が向き合って活動しないよう留意します。
- ・ 20分から25分に一度、教室を換気し空気を入れ替えます。
- ・ 「換気の悪い密閉空間」「人の密集」「近距離での会話・発声」の3つの条件が同時に重ならないよう、換気の励行、近距離での会話や発声の際のマスクの使用等を教職員間で確認します。

・学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整え、清掃などで環境衛生を良好に保ちます。

③休憩時間、掃除時間の対応

- ・必要以上の接触や近距離での会話が無いよう留意して活動します。
- ・休憩時間、掃除時間後は手洗い・消毒をするよう指導します。

■ 5月20日(水)以降の学童保育

【5月20日から29日までの平日】

- ・通常時に学童保育に通所している児童・家庭…学校での受け入れ後通常どおり学童保育を実施しますが、感染拡大のリスクを低減させるため、家庭での保育の協力をお願いします。
- ・通常時には学童保育に通所していないが特別な配慮が必要な児童・家庭…下記の基準に該当する家庭は、特別措置として、小学校に限り児童の受け入れを行い、教職員が対応します。この特別措置については、一定の基準を設け、必要な場合に限定します。

<特別措置についての基本的な基準（すべてを満たす場合）>

- ・保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な場合やひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な家庭、もしくは、突発的な介護や育児、疾病・ケガ等の特別な事情により児童の保育ができない家庭
- ・受け入れを希望する児童が小学3年生以下であること

【6月1日から】

- ・通常時に学童保育に通所している児童・家庭…朝から学童保育を実施しますが、感染拡大のリスクを低減させるため、家庭での保育の協力をお願いします。
- ・通常時には学童保育に通所していないが特別な配慮が必要な児童・家庭…下記の基準に該当する家庭は、特別措置として、小学校に限り児童の受け入れを行い、教職員が対応します。この特別措置については、一定の基準を設け、必要な場合に限定します。

<特別措置についての基本的な基準（すべてを満たす場合）>

- ・保護者が医療等の新型コロナウイルス感染症予防対応に関する職種（学童指導員、児童デイスタッフなど含む）に従事されており、児童の保育ができない場合やひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な家庭、もしくは、突発的な介護や育児、疾病・ケガ等の特別な事情により児童の保育ができないご家庭
- ・受け入れを希望する児童が小学3年生以下であること

■ 部活動

引き続き活動を中止します（再開については、改めてお知らせします）

■ 校庭・学校図書館の開放

5月20日(水)～5月29日(金)の平日午後1時～午後4時の間開放します。

■ 児童生徒または教職員の新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合の対応

- ・感染した児童生徒または教職員のクラスを学級閉鎖または休校とします。
- ・学級閉鎖または休校の期間は、保健所等と相談の上、決定します。

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市教育指導課（課長 前田） ☎0743-74-1111(内線 631)